十三　国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令第十条及び第十条の二
十四　独立行政法人日本学術振興会に関する省令第十条及び第十条の二
十五　国立研究開発法人理化学研究所に関する省令第十条及び第十条の二
十六　独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第十条及び第十条の二
十七　独立行政法人日本芸術文化振興会に関する省令第十条及び第十条の二
十八　独立行政法人国立高等専門学校機構に関する省令第十条及び第十条の二
十九　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令第十条及び第十条の二
二十　国立研究開発法人海洋研究開発機構に関する省令第十条及び第十条の二
二十一　独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第十条及び第十条の二

○文部科学省経済産業省令第一号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第一項及び第二項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の財務及び会計等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月十三日

文部科学大臣　柴山　昌彦
経済産業大臣　世耕　弘成

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の財務及び会計等に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の財務及び会計等に関する省令（平成十七年文部科学省経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（財務諸表） **第六条**　機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （事業報告書の作成） **第六条の二**　［略］ 2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　機構の目的及び業務内容 ［号細を削る。］ ［号細を削る。］ ［号細を削る。］ ［号細を削る。］ ［号細を削る。］ 二　国の政策における機構の位置付け及び役割 三　中長期目標の概要 ［号細を削る。］ ［号細を削る。］ ［号細を削る。］ ［号細を削る。］	（財務諸表） **第六条**　機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。 （事業報告書の作成） **第六条の二**　［略］ 2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　機構に関する基礎的な情報 イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の機構の概要 ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地 ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。） ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴 ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに機構への出向者の数 二　財務諸表の要約 三　財務情報 イ　財務諸表に記載された事項の概要 ロ　重要な施設等の整備等の状況 ハ　予算及び決算の概要 ニ　経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況